

確 認 書 (令和8年度)

新規

※以下は保育所（園）等利用に関する重要事項となります。内容を必ずご確認の上チェック（☒）してください。

1. 申請		
1	保育所入所には、保育を必要とする事由とその証明書が必要です。保育を必要とする事由がない方は入所できません。	☐
2	支給認定申請書は、提出により保育所等入所の予約や確定をするものではありません。	☐
3	締め切りまでに提出された書類で審査をします。締め切りを過ぎて提出された書類や、提出時に未記入となっている部分については入所審査に考慮いたしません。	☐
4	事実婚と認められる家庭状況の場合、同居の世帯員を父または母とみなし、選考および算定に加えます。	☐
2. 入所決定		
1	国が定めた基準（定員等）に基づいて行うため、保育所等の状況により、希望する施設に入所できない場合があります。	☐
2	入所決定は市が行います。保育所等は入所の決定に関与しません。	☐
3	利用調整は選考基準にそって順次行うため、先着順ではありません。また知人の紹介、希望順位などにより優先されることは一切ありません。	☐
4	4・5月入所の場合は、入所内定の可否は2月下旬頃にお知らせします。6月以降入所の場合は、入所希望月の前月5日までにお知らせします。	☐
5	ならし保育のために入所日を繰り上げることはできません。入所日以前に必要な場合は一時預かりをご利用ください。	☐
6	保育時間（標準時間、短時間）の決定は通勤時間＋勤務時間を目安とします。規定の保育時間帯を超えて利用が発生した場合は延長料金がかかります。	☐
7	保育料の滞納のある世帯は、入所決定の際に不利になる場合があります。	☐
3. 保育料		
1	保育料の納付期限（口座振替日）は月の末日です。（月の末日が金融機関の休業日にあたる場合は翌営業日）	☐
2	市町村民税が未申告の場合は保育料の算定ができないため、最高額での算定となります。	☐
3	父母（ひとり親家庭は父または母）の所得金額の合計が4 8万円未満のときは、保育料の算定に同居の世帯員の所得を加えます。（住民票上の世帯にかかわらず、同一住所は同居とみなします。）	☐
4	保育料滞納について、督促状の送付や、市から連絡や訪問を行う場合があります。	☐
5	保護者に保育料の誤納または過納があった場合は、未払いの保育料（過去の未払い保育料を含む）にこれを充当し、年度内に充当しきれなかったものについては還付します。	☐
4. 認定変更		
1	就労状況、家庭状況などが変わった場合は、手続きが必要な場合がありますのでこども政策課へ必ずお知らせください。手続きなく変更が判明した場合や申請内容と事実が異なる場合は、支給認定及び保育所等の利用決定を取り消します。	☐
2	課税状況に修正等があった場合は、その確認ができた翌月分より保育料を変更します。さかのぼっての変更はいたしませんので、修正申告等されたときはお知らせください。	☐
5. その他		
1	入所後、毎年12月に次年度継続利用の申請書類（現況届、就労証明書等）を提出いただきます。年度ごとに書類の提出が必要です。	☐

保育所等利用の案内、入所に関する書類は全て読み、内容を理解しています。
また、上記項目について確認、理解、了承したうえで、保育所等の入所申込をします。

令和 年 月 日

保護者氏名

【裏面のチェックシートは提出物のチェックなどにご活用ください。】

チェックシート（この用紙も一緒に提出してください）

児童氏名	生年月日
	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日

保護者氏名 _____

第一希望保育所名 _____

保育園（所） _____

◎提出物チェック（用意できたものについてチェックしてください。）

○新規入所	チェック	○継続入所	チェック	○転園・広域	チェック
保育給付認定申請書	☐	保育給付認定現況届	☐	利用申込書	☐
申請児童状況票	☐	確認書	☐	申請児童状況票	☐
確認書	☐	運転免許証等の本人確認ができるものの写し	☐	退所届の記入（転園のみ）	☐
運転免許証等の本人確認ができるものの写し	☐		☐	確認書	☐
	☐		☐	運転免許証等の本人確認ができるものの写し	☐

◇保育を必要とする事由を証明する書類（提出必須書類） 用意できたものにチェックしてください。

父母それぞれ保育を必要とする事由の証明書を提出してください。補助書類が該当の方は併せてご提出ください。

	チェック
○就労（内定）している	
就労先が法人登記している場合、補助書類不要	
漁業の方 補助書類	☐
自営業・農業の方 補助書類	☐
（いずれか1部添付）	
就労証明書（父）	☐
就労証明書（母）	☐
就労者本人の保険証の写し	☐
営業許可証や開業届の写し、収入を証明する書類の写し	☐
または納品受領書など取引関係が分かる書類の写し	

※取引関係のわかる書類は、取引先の社印があるものに限り、提出時に発行より3カ月を超えるものは無効です。

●就労以外の事由で入所する場合

申立書や誓約書（保育所やこども政策課でお配りしております。）と補助書類を提出してください。

※補助書類のみの提出で入所はできません。必ず申立書または誓約書とセットでご提出ください。

	チェック
○産前・産後休暇を取得中（取得予定）	☐
就労証明書（休暇欄記入必須）	
○妊娠・出産（未就労の方）	☐
産前2カ月～産後2カ月の期間 補助書類	☐
母子手帳の写し（氏名と分娩予定日のわかるページ）	☐
○疾病・障がい	☐
補助書類	☐
通院を証明するもの（領収書など）の写し	☐
○介護・看護	☐
補助書類	☐
通院を証明するもの（領収書など）の写し	☐
○就学している（する予定）	☐
補助書類	☐
在学証明書または学生証の写し 就学時間のわかるもの	☐
○求職活動中	☐
誓約書兼求職活動報告書	
補助書類	☐
求職活動を証明する書類（ハローワーク登録証など）の写し	☐
○育児休業中（取得予定）	☐
就労証明書（休暇欄記入必須）	

※育児休業中の新規入所については、入所月の翌14日までに復職予定の方のみ入所選考の対象となります。

◇保育料を算定するための書類（該当の方のみ）

	チェック
○単身赴任等で大田市に住民登録の無い方	☐
個人番号（マイナンバー）届出書	
○外国で課税されている方	☐
所得額を証明するもの	

※父母両方の税額により保育料を算定します（ひとり親を除く）。未申告の場合は、保育料は最高額での算定となります。

※上記の他、状況に応じて補助書類、証明書等の提出をお願いすることがあります。